明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁）……一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係……六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・準会員名簿登載・登載換え・登載取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し関係……六六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係……六八
会社その他
会社決算公告……九一

告示

○文化庁告示第二十二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十一年九月二日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十一年九月二日

文化庁長官　玉井日出夫

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び各著作物の補償金の額　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号　株式会社学習研究社（代表取締役社長　遠藤洋一郎）

三　利用方法　雑誌「写真週報」の第二二一号、第二五二号及び第二六一・二六二合併号を復刻するために複製し、貴社が発行する「決定版・太平洋戦争　第四巻」、「同　第七巻」及び「同　第八巻」と題する図書（各巻とも　定価　一、八〇〇円　発行部数　一八、〇〇〇部）の各巻の付録とする形で公衆に譲渡することを認め、その補償金の額を次のとおりとする。

四　補償金の総額　一七、五〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用を認める著作物				補償金の額（単位：円）	復刻版を添付する図書
「写真週報」掲載号数	題号	著作者名	種類		
第221号	大東亜戦争漫画日誌	石川　進介	言語	500	決定版・太平洋戦争　第四巻
			美術	2,500	
第352号	防空座敷	小泉　紫朗	言語	500	決定版・太平洋戦争　第七巻
			美術	2,000	
	木炭俵	植木　敏	言語	500	
			美術	2,000	
	無理して来たが	植木　敏	言語	500	
			美術	2,000	
	猿廻し増産へ	杉　柾夫	言語	500	
			美術	2,000	
第361・362号合併号	茫然自失は敵の思ふ壺	石川　進介	美術	2,000	決定版・太平洋戦争　第八巻
	同じことながら	小泉　紫朗	言語	500	
			美術	2,000	
合計				17,500	